

議案第 号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管
理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管
理者の資格を定める条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）
において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、
工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （2） 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相
当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に
限る。）

第3条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」
を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改
め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に
改め、「者」の次に「（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に
限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒

業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- （1） 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前記課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改める。

第4条第4号を削り、同条第5号中「第2号又は第3号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第23号)新旧対照表

現行	改正案
(布設工事監督者の資格) 第3条 水道法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校 _____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後 _____)、<u>5年以上水道 _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 _____において土木科又はこれに相当する _____	(布設工事監督者の資格) 第3条 水道法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校 <u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 <u>(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する _____

課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(水道技術管理者の資格)

第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関す

課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(水道技術管理者の資格)

第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前記課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関す

る技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) <u>(4) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> <u>(5) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、第2号又は第3号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者	る技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) <u>(4) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前3号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
--	---

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 条例改正の経緯

水道法第12条第1項の規定により、水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員（以下「布設工事監督者」という。）を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならず、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、同法同条第2項の規定により、政令で定める資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者に行わせなければなりません。

同じく、水道法第19条第1項の規定により、水道事業者は水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならず、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、同法同条第3項の規定により、政令で定める資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者を置かなければなりません。

令和5年（2023年）5月26日の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の公布に伴い、令和6年（2024年）3月29日に水道法施行令の改正等の内容とする生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことにより、令和7年（2025年）4月1日から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため、本条例においても同様に改正するものです。

2 条例改正の趣旨

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、整備法の趣旨を踏まえて、資格要件に下水道等に関する実務経験を含める等の改正を行うものです。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加等を行うものです。

併せて、その他所要の改正を行います。

3 改正後の資格要件

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年（2025年）4月1日（その他所要の改正については公布の日）

(別紙) 改正後の資格要件

①布設工事監督者

分類		技術上の 実務経験※
大学卒業 〈短期大学を除く〉 () 内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは は水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	3年以上 (2年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程	4年以上 (3年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	8年以上
水道等の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上

※技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること。残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も参入可能。

注：上記表には上下水道事業管理規程において定める要件を含む。

②水道技術管理者

分類		技術上の 実務経験
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木工学科又はこれに相当する課程	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程を修了		不要

注：上記表には上下水道事業管理規程において定める要件を含む。